



平成19年2月28日

各位

株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号
(コード番号：3727 東証マザーズ)
代表者 代表取締役社長 関野 正明
問合せ先 責任者 笠島(ソウケジマ) 純
電話番号 03-5286-8436 (コーポレートコミュニケーション室)

当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の当社第22回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入する、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 企業価値・株主共同の利益の向上に関する考え方と取り組み

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売をおこなっております。1996年に組み込みソフトウェアメーカーとしては日本で初めてSun MicrosystemsよりJavaのライセンスを取得して研究開発に取り組んだ結果、当社のJavaプラットフォームは、1999年に世界に先駆けて発売されたJava搭載家電に採用されたのを皮切りに、世界中の携帯電話メーカーおよび通信事業者に幅広く採用されてまいりました。今後もグローバルレベルで新しい技術的な種（シーズ）を見つけ出し、家電製品等の利用者の欲求（ニーズ）に結び付けていく研究開発を他社に先駆けておこなうことで、技術的な競争優位性を確保し、高付加価値技術の開発を高収益な事業構築に繋げることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることに繋がると考えております。

上記のような考え方に従い、これまでも携帯電話分野においては、特定のメーカー

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

や通信事業者への依存度を分散し、事業的にも資本的にも特定のメーカー・通信事業者から独立した研究開発体制を持つことにより、業界内において中立した立場に立つことで、Javaならびに新規のソフトウェアに関して各メーカー・通信事業者向けに独自の技術をいち早く提供することが可能であったと考えております。

また、ソフトウェアの開発を社業とする当社グループでは、従業員を「人財」と看做しており、優秀な「人財」の流出を防ぐと共に、事業のグローバル化に適応できる新たな「人財」の獲得を進めて参りました。コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化への取り組みと平行して、優秀な「人財」を確保し、特に研究開発分野において「人財」に一定の自由と裁量を与え業務を行わせることこそ、上記の事業戦略の実現、ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

以上のような状況から、当社は「人財」の確保ならびに業界内において中立した立場の確保が、当社の技術の優位性を維持するための研究開発体制の確保、ひいては企業価値・株主価値の向上に必要不可欠であると考えます。

さらに、当社グループでは、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、今後は上記の企業価値・株主価値の向上ならびに利益の実現を通じて、連結業績に応じた配当等の利益還元の実施も考慮してまいります。

2. 本プランの導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環としての他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社グループの買収を企図した大量買付行為であっても、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、現時点では、当社においては、支配株主は存在せず、国内外の多数の機関投資家や個人の方々に幅広く株主となって頂いており、このような株主構成のもとで、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社グループの企業価値および株主の皆様共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社

株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様への判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉ならびに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様へ適切にご判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて本定時株主総会において株主の皆様のご承認を求めるといたしました。

前述のとおり、対抗措置の発動の必要性の有無等の判断に際しては、大量買付行為に対する客観的・合理的な検討が必要となるため、後述の独立委員会を設置し、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ当社取締役会が最終的な判断を行うこととしました。また、「人財」を機軸として、技術的な競争優位性と高付加価値技術の開発能力を中長期的に確保することで企業価値を向上させてきた当社グループの特性から、独立委員会は当社グループにおいて研究開発に従事する従業員の代表等から意見を聴取する制度を設けました。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付を行う旨の通告や買収提案を受けているわけではありません。

3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目

(注1) 特定株主グループとは、

(ア) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下注(1)(2)において同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下注(1)(2)において同じとします。）または、
(イ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(ア) 特定株主グループが、注1の(ア)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下注(2)において同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続に従って大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様判断、後述の独立委員会の勧告および当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容とその算定根拠等を含む。）
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体

(イ) 特定株主グループが、注1の(イ)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)

- ⑤ 買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実および当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、または90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

5. 独立委員会の勧告と取締役会の決議

(1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成

される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については、別紙1「独立委員会規定の概要」をご参照下さい。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。なお、独立委員会は特にソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員（以下「開発従事者」といいます。）のモチベーションが当社の企業価値の維持に大きく影響を与えることに鑑み、上記の評価・検討にあたっては必ず開発従事者の代表等から意見を聴取するものとします。なお、独立委員会が聴取した開発従事者の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容（本プランに定める対抗措置の実施の是非についての勧告を含む）を決定する際に参考とする一要素として取り扱われ、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

また、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（2）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に本プランに定める対抗措置の実施の是非について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

6. 本プランにおける対抗措置の取り扱い

（1）大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に定める要件の何れかに該当した場合には、当社取締役会は、会社法その他の法律および当社定款により認められている方策の中から、新株予約権の無償割当ての実施等、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることがあります。なお、大量買付者が下記の要件に該当したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、

外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

- ① 次の（ア）から（エ）までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合
 - （ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合
 - （イ）当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
 - （ウ）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行う場合
 - （エ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- ② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合
- ③ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等含む。）が、当社グループの企業価値を生み出す上で不可欠な研究開発体制を支える当社グループの従業員、取引関係先等との関係を悪化させ、または企業文化を破壊するおそれがある等の理由により、当社グループの企業価値や株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると合理的根拠をもって判断されるものである場合

（２）大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないと判断した場合を除き、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施す

る場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

7. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、そのひとつとして、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合の概要は以下の通りです。

① 割当て対象株主

本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

② 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

③ 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類および数は普通株式1株とします。

④ 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者^(注4)、(ii) 特定大量保有者の共同保有者^(注5)、(iii) 特定大量買付者^(注6)、(iv) 特定大量買付者の特別関係者^(注7)、もしくは(v) 上記(i)

(注4) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下（注4）において同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注5) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

(注6) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下（注6）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下（注6）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下（注6）において同じとします。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注7) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されており、よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者^(注8)(以下「特定買付者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。

⑤ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

⑥ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑦ その他

本新株予約権の行使期間、行使価額その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

8. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判

の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注8) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に規定されると同義とします。)を意味します。

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当てその他の新株または新株予約権の発行は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行を行うものにつきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当て基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があることをご了承下さい。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の発行日までに新株予約権の発行を中止し、または、新株予約権の発行日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

9. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成20年12月期（2008年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②独立委員会の勧告により当社取締役会で本プ

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

ランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし
ます。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させる
ことが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員
会の勧告に従い、本プランの見直し、もしくは変更を行う場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事
実および（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行い
ます。

以 上

別紙 1

独立委員会規定の概要

I. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役・社外監査役・当社取締役会から独立した有識者（弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成される。当初の構成員は、黒崎守峰氏、今澤正元氏、石橋省三氏の3名とする。

II. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

III. 決議事項その他

独立委員会は、当社グループに対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、ソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員の代表等から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期および範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ 本プランの廃止または変更
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

別紙 2

独立委員会委員の氏名および略歴

黒崎 守峰

1956年 10月9日 生まれ
1979年 9月 インテル株式会社 入社
1985年 7月 デイジーシステム・ジャパン 入社
1986年 7月 ウェスタンデジタルジャパン株式会社 入社
1988年 7月 株式会社アイシス 代表取締役社長
1999年 11月 株式会社アイティーファーム 代表取締役社長 (現任)
2005年 3月 株式会社アプリックス 社外取締役 (現任)
2006年 11月 ブイ・エル・アイ・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役 (現任)

今澤 正元

1944年2月14日 生まれ
1969年4月 国際電信電話株式会社 (現KDDI株式会社) 入社
1979年12月 同社 国際部協約第1課 課長補佐
1984年7月 同社 法務部 法規課長
1987年2月 同社 福岡支店長
1989年11月 Telecomet, Inc., (現KDDI America, Inc.) 出向
1995年8月 国際電信電話株式会社 (現KDDI株式会社) 経営企画本部 国際部 審議役
1996年7月 同社 事業開発本部 テレコム事業部 審議役
2000年4月 KDD海底ケーブル・システム株式会社 監査役
2001年1月 ヤンキーグループ・ジャパン 代表
2005年11月 BTD STUDIO 株式会社 監査役
2006年4月 BTD STUDIO 株式会社 監査役 辞任

石橋 省三

1949年7月5日 生まれ

1976年9月 株式会社野村総合研究所 入所

1983年6月 同社 Nomura Research International (Hong Kong) Ltd.

1986年12月 同社 投資調査部 第1企業調査室室長

1990年1月 同社 Nomura Research International Plc.

マネージング・ディレクター 株式共同部門長 兼 調査本部長

1995年1月 同社 経営開発部長

1997年4月 野村証券株式会社 金融研究所 経営調査部長

1997年12月 同社 金融研究所副所長

1998年6月 同社 金融研究所副所長 兼 企業調査部長

2000年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社 マネージング・ディレクター

2003年10月 財団法人石橋湛山記念財団 理事長（現任）

2003年12月 株式会社SOZO 工房 代表取締役 CEO（現任）

2004年4月 名古屋商科大学 専任教授（現任）

2004年4月 国立大学法人東京医科歯科大学 財務・施設担当理事（現任）

2005年4月 立正大学 監事（現任）

2005年6月 高木証券株式会社 監査役（現任）

以上